

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○保安林の指定予定の通知 (中丹広域振興局)	687
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (山城広域振興局)	688
○公共測量の実施 (用地課)	〃
○道路の区域変更 (丹後土木事務所)	〃
○電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく電線共同溝を整備すべき道路の指定 (道路管理課)	689
公 告	
○京都府立陶板名画の庭の指定管理者の募集 (文化政策室)	〃
○京都府立総合社会福祉会館の指定管理者の募集 (健康福祉総務課)	690
○京都府民総合交流プラザの施設活用団体の募集 (労働政策室)	〃
○京都経済センターの施設活用団体の募集 (産業振興課)	〃
○京都府立けいはんなホール指定管理者の募集 (文化学術研究都市推進課)	691
○丹後王国「食のみやこ」の施設活用団体の募集 (経営支援・担い手育成課)	692

○京都府立府民の森ひよしの指定管理者の募集 (森の保全推進課)	692
○京都府立伏見港公園の指定管理者の募集 (都市計画課)	693
○京都府立木津川運動公園の指定管理者の募集 (〃)	〃
○京都府立関西文化学術研究都市記念公園の指定管理者の募集 (〃)	〃
○京都府立府民スポーツ広場の指定管理者の募集 (〃)	694
○都市計画法に基づく工事完了 (山城北土木事務所、中丹東土木事務所)	〃
○府営住宅広峯団地ほか58団地の指定管理者の募集 (住宅政策課)	695
○京都府立洛西浄化センター公園の指定管理者の募集 (下水道政策課)	700
教 育 委 員 会	
○京都府立るり溪少年自然の家の指定管理者の募集	〃
公 安 委 員 会	
○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	701

告 示

京都府告示第498号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和 8 年10月 6 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 保安林予定森林の所在場所

綾部市西方町奥山14、14の1、14の2、14の乙、14の丙、南側189、189の1から189の5まで、190・191合併、190・191合併1、190・191合併乙、192、192の

1、192の1の乙、192の2、192の2の乙、192の3、192の3の乙、192の4、192の7、193、193の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

奥山14・14の1・14の丙・南側190・191合併・190・191合併1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹

種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、綾部市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第499号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和 8 年 10 月 6 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
綴喜郡井手町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、井手町役場においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第500号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和 8 年 10 月 6 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
相楽郡和束町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
相楽郡和束町（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、和束町役場においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第501号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である京都府丹後広域振興局長から通知があった。

令和 8 年 10 月 6 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域
京丹後市久美浜町関地内
- 2 測量の期間
令和 8 年 9 月 9 日から令和 9 年 2 月 26 日まで
- 3 測量の種類
公共測量（2級基準点測量）



京都府告示第502号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和 8 年 10 月 6 日から令和 8 年 10 月 20 日まで縦覧に供する。

令和 8 年 10 月 6 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路 線 名 間人大宮線
- 3 道路の区域

区 間	変更 前後 別	敷地の 幅 員	延 長	備 考
京丹後市丹後町成願寺 小字大門1286の 3 から 京丹後市丹後町成願寺 小字川向257の 1 (右) を経て 京丹後市丹後町成願寺 小字川向2319の 3 (右) まで	前	m	m	旧道の区域 の廃止 廃道
		最小 5. 3 最大 19. 6	144. 0	延長29. 7m 幅員 最小 5. 3m 最大 8. 8m
京丹後市丹後町成願寺 小字大門1286の 3 から 京丹後市丹後町成願寺 小字貝尻2356の 1 を経 て 京丹後市丹後町成願寺 小字川向2319の 3 (右) まで		最小 4. 3 最大 15. 8	131. 3	延長33. 0m 幅員 最小 5. 3m 最大21. 5m 延長23. 1m 幅員
京丹後市丹後町成願寺 小字大門1286の 3 から 京丹後市丹後町成願寺 小字貝尻2356の 1 を経 て 京丹後市丹後町成願寺 小字川向2319の 3 (右) まで	後	最小 4. 3 最大 15. 8	131. 3	最小19. 6m 最大21. 6m

- 4 縦 覧 場 所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第503号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第39号）第 3 条第 1 項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

令和 8 年10月 6 日
京都府知事 西 脇 隆 俊

道路の種類	路 線 名	区 間
府 道	広野綾部線	綾部市並松町上番取12の 3 から 綾部市並松町上溝口28の 1 まで 上り線
		綾部市並松町上番取11の 6 から 綾部市並松町上番取22の 3 まで 下り線
"	福知山綾部線	福知山市字土1117の287から福知山市字土35の10まで

公 告

京都府立陶板名画の庭の管理運営について、指定管理者を次のとおり募集する。

令和 8 年10月 6 日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 施設の概要
- (1) 名称
京都府立陶板名画の庭
- (2) 所在地
京都市左京区下鴨半木町
- (3) 規模等
開 設 平成 6 年 3 月
敷地面積 2, 403. 35平方メートル
延床面積 2, 103. 92平方メートル
- 2 指定期間（予定）
令和 9 年 4 月 1 日から令和14年 3 月31日まで
- 3 指定管理者が行う業務
- (1) 京都府立陶板名画の庭（以下「名画の庭」という。）の維持管理に関する業務
- (2) 名画の庭の運営に関する業務
- (3) 名画の庭の設置目的を達成するために必要な業務
- 4 指定管理者の資格
募集要項に記載した資格要件を満たすこと。
- 5 応募の手続
- (1) 応募書類
指定申請書、事業計画書その他募集要項で指定する書類
- (2) 募集期間
令和 8 年10月 6 日（火）から令和 8 年11月17日（火）まで
- (3) 提出方法・部数等
募集要項において定めるところによる。
- 6 選定及び指定の方法
提出された応募書類をもとに京都府指定管理者等選定審査会による審査に基づき、指定管理者の候補者を知事が選定し、府議会の議決を経て指定する。
- 7 その他
- (1) この募集に関する詳細は、募集要項において定めるところによる。
募集要項については、京都府文化生活部文化政策室において、令和 8 年10月 6 日（火）から配布する。
- (2) 問合せ先
京都府文化生活部文化政策室文化企画係
電話番号（075）414-4225



京都府立総合社会福祉会館の管理運営について、指定管理者を次のとおり募集する。

令和 8 年10月 6 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 施設の概要

(1) 名称

京都府立総合社会福祉会館

(2) 所在地

京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375番地

(3) 規模等

開 設 平成 7 年 4 月

敷地面積 1,323.12平方メートル

延床面積 7,907.06平方メートル

2 指定期間（予定）

令和 9 年 4 月 1 日から令和14年 3 月31日まで

3 指定管理者が行う業務

(1) 京都府立総合社会福祉会館（以下「会館」という。）の維持管理に関する業務

(2) 会館の使用承認に関する業務

(3) 会館の設置目的を達成するために必要な業務

4 指定管理者の資格

募集要項に記載した資格要件を満たすこと。

5 応募の手続

(1) 応募書類

指定申請書、事業計画書その他募集要項で指定する書類

(2) 募集期間

令和 8 年10月 6 日（火）から令和 8 年11月17日（火）まで

(3) 提出方法・部数等

募集要項において定めるところによる。

6 選定及び指定の方法

提出された応募書類をもとに京都府指定管理者等選定審査会による審査に基づき、指定管理者の候補者を知事が選定し、府議会の議決を経て指定する。

7 その他

(1) この募集に関する詳細は、募集要項において定めるところによる。

募集要項については、京都府健康福祉部健康福祉総務課において、令和 8 年10月 6 日（火）から配布する。

(2) 問合せ先

京都府健康福祉部健康福祉総務課企画調整係
電話番号（075）414-4548

京都府民総合交流プラザの管理運営について、施設活用団体を次のとおり募集する。

令和 8 年10月 6 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 施設の概要

(1) 名称

京都府民総合交流プラザ

(2) 所在地

京都市南区東九条下殿田町70番地

(3) 規模等

開 設 平成 8 年 4 月

敷地面積 約9,900平方メートル

延床面積 約35,796平方メートル

2 貸付期間（予定）

令和 9 年 4 月 1 日から令和14年 3 月31日まで

3 施設活用団体が行う業務

(1) 京都府民総合交流プラザの管理運営に関する業務

(2) 京都府男女共同参画センターの管理運営に関する業務

(3) 京都府民総合交流プラザの設置目的を達成するために必要な業務

4 施設活用団体の資格

募集要項に記載した資格要件を満たすこと。

5 応募の手続

(1) 応募書類

申請書、事業計画書その他募集要項で指定する書類

(2) 募集期間

令和 8 年10月 6 日（火）から令和 8 年11月17日（火）まで

(3) 提出方法・部数等

募集要項において定めるところによる。

6 選定及び貸付けの方法

提出された応募書類をもとに京都府指定管理者等選定審査会による審査に基づき、施設活用団体の候補者を知事が選定し、府議会の議決を経て貸し付ける。

7 その他

(1) この募集に関する詳細は、募集要項において定めるところによる。

募集要項については、京都府商工労働観光部労働政策室において、令和 8 年10月 6 日（火）から配布する。

(2) 問合せ先

京都府商工労働観光部労働政策室人材確保推進係
電話番号（075）682-8925

京都経済センターの管理運営について、施設活用団体を次のとおり募集する。

令和 8 年10月 6 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 施設の概要
 - (1) 名称
京都経済センター
 - (2) 所在地
京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地ほか
 - (3) 規模等
開 設 平成31年 1 月
敷地面積 4,421.85平方メートル
延床面積 28,992.45平方メートル
- 2 貸付期間（予定）
令和 9 年 4 月 1 日から令和14年 3 月31日まで
- 3 施設活用団体が行う業務
 - (1) 施設の設置目的を達成するために必要な業務
ア 産業人材育成のための交流と協働の促進支援業務
イ 中小企業の総合支援拠点としての機能等支援業務
ウ 事務室、会議室等の賃貸に関する業務
 - (2) 施設及び設備等の維持管理に関する業務
 - (3) 自主事業の実施に関する業務
- 4 施設活用団体の資格
募集要項に記載した資格要件を満たすこと。
- 5 応募の手続
 - (1) 応募書類
申請書、事業計画書その他募集要項で指定する書類
 - (2) 募集期間
令和 8 年10月 6 日（火）から令和 8 年11月17日（火）まで
 - (3) 提出方法・部数等
募集要項において定めるところによる。
- 6 選定及び貸付けの方法
提出された応募書類をもとに京都府指定管理者等選定審査会による審査に基づき、施設活用団体の候補者を知事が選定し、府議会の議決を経て貸し付ける。
- 7 その他
 - (1) この募集に関する詳細は、募集要項において定めるところによる。
募集要項については、京都府商工労働観光部産業振興課において、令和 8 年10月 6 日（火）から配布する。
 - (2) 問合せ先
京都府商工労働観光部産業振興課スタートアップ支援係
電話番号（075）414-5106

京都府立けいはんなホールの管理運営について、指定管理者を次のとおり募集する。

令和 8 年10月 6 日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 施設の概要
 - (1) 名称
京都府立けいはんなホール
 - (2) 所在地
相楽郡精華町光台一丁目 7 番地
 - (3) 規模等
開 設 平成20年12月
敷地面積 約10,187平方メートル（株式会社けいはんなとの共有）
延床面積 専有面積約9,215平方メートル及び株式会社けいはんなとの共有面積約2,946平方メートル
- 2 指定期間（予定）
令和 9 年 4 月 1 日から令和14年 3 月31日まで
- 3 指定管理者が行う業務
 - (1) 京都府立けいはんなホール（以下「けいはんなホール」という。）の維持管理に関する業務
 - (2) けいはんなホールの使用承認に関する業務
 - (3) けいはんなホールの設置目的を達成するために必要な業務
- 4 指定管理者の資格
募集要項に記載した資格要件を満たすこと。
- 5 応募の手続
 - (1) 応募書類
指定申請書、事業計画書その他募集要項で指定する書類
 - (2) 募集期間
令和 8 年10月 6 日（火）から令和 8 年11月17日（火）まで
 - (3) 提出方法・部数等
募集要項において定めるところによる。
- 6 選定及び指定の方法
提出された応募書類をもとに京都府指定管理者等選定審査会による審査に基づき、指定管理者の候補者を知事が選定し、府議会の議決を経て指定する。
- 7 その他
 - (1) この募集に関する詳細は、募集要項において定めるところによる。
募集要項については、京都府商工労働観光部文化学術研究都市推進課において、令和 8 年10月 6 日（火）から配布する。
 - (2) 問合せ先
京都府商工労働観光部文化学術研究都市推進課景観・整備係
電話番号（075）414-5196

丹後王国「食のみやこ」の管理運営について、施設活用団体を次のとおり募集する。

令和 8 年 10 月 6 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 施設の概要

(1) 名称

丹後王国「食のみやこ」

(2) 所在地

京丹後市弥栄町鳥取123番地

(3) 規模等

開 設 平成10年 4 月

敷地面積 約116,547平方メートル

延床面積 約7,796平方メートル

2 貸付期間（予定）

令和 9 年 4 月 1 日から令和14年 3 月31日まで

3 施設活用団体に求める取組

(1) 丹後王国「食のみやこ」の維持管理に関する取組

(2) 丹後王国「食のみやこ」を活用した丹後地域の活性化に関する取組

(3) 丹後王国「食のみやこ」の設置目的を達成するために必要な取組

4 施設活用団体の資格

募集要項に記載した資格要件を満たすこと。

5 応募の手続

(1) 応募書類

申請書、事業計画書その他募集要項で指定する書類

(2) 募集期間

令和 8 年 10 月 6 日（火）から令和 8 年 11 月 17 日（火）まで

(3) 提出方法・部数等

募集要項において定めるところによる。

6 選定及び貸付けの方法

提出された応募書類をもとに京都府指定管理者等選定審査会による審査に基づき、施設活用団体の候補者を知事が選定し、府議会の議決を経て貸し付ける。

7 その他

(1) この募集に関する詳細は、募集要項において定めるところによる。

募集要項については、京都府農林水産部経営支援・担い手育成課において、令和 8 年 10 月 6 日（火）から配布する。

(2) 問合せ先

京都府農林水産部経営支援・担い手育成課地域営農推進係

電話番号（075）414-4908

京都府立府民の森ひよしの管理運営について、指定管理者を次のとおり募集する。

令和 8 年 10 月 6 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 施設の概要

(1) 名称

京都府立府民の森ひよし

(2) 所在地

南丹市日吉町天若上ノ所25番地

(3) 規模等

開 設 平成12年 4 月

敷地面積 1,277,266.89平方メートル

延床面積 1,070.60平方メートル

2 指定期間（予定）

令和 9 年 4 月 1 日から令和14年 3 月31日まで

3 指定管理者が行う業務

(1) 京都府立府民の森ひよし（以下「府民の森ひよし」という。）の維持管理に関する業務

(2) 府民の森ひよしの使用承認に関する業務

(3) 府民の森ひよしの設置目的を達成するために必要な業務

4 指定管理者の資格

募集要項に記載した資格要件を満たすこと。

5 応募の手続

(1) 応募書類

指定申請書、事業計画書その他募集要項で指定する書類

(2) 募集期間

令和 8 年 10 月 6 日（火）から令和 8 年 11 月 17 日（火）まで

(3) 提出方法・部数等

募集要項において定めるところによる。

6 選定及び指定の方法

提出された応募書類をもとに京都府指定管理者等選定審査会による審査に基づき、指定管理者の候補者を知事が選定し、府議会の議決を経て指定する。

7 その他

(1) この募集に関する詳細は、募集要項において定めるところによる。

募集要項については、京都府農林水産部森の保全推進課において、令和 8 年 10 月 6 日（火）から配布する。

(2) 問合せ先

京都府農林水産部森の保全推進課モデルフォレスト推進係

電話番号（075）414-5005

京都府立伏見港公園の管理運営について、指定管理者を次のとおり募集する。

令和 8 年10月 6 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 施設の概要

(1) 名称

京都府立伏見港公園

(2) 所在地

京都市伏見区葭島金井戸町

(3) 規模等

開 設 昭和42年 8 月

敷地面積 37,000平方メートル

2 指定期間（予定）

令和 9 年 4 月 1 日から令和14年 3 月31日まで

3 指定管理者が行う業務

(1) 京都府立伏見港公園（以下「公園」という。）の維持管理に関する業務

(2) 公園の使用承認に関する業務

(3) 公園の設置目的を達成するために必要な業務

4 指定管理者の資格

募集要項に記載した資格要件を満たすこと。

5 応募の手続

(1) 応募書類

指定申請書、事業計画書その他募集要項で指定する書類

(2) 募集期間

令和 8 年10月 6 日(火)から令和 8 年11月17日(火)まで

(3) 提出方法・部数等

募集要項において定めるところによる。

6 選定及び指定の方法

提出された応募書類をもとに京都府指定管理者等選定審査会による審査に基づき、指定管理者の候補者を知事が選定し、府議会の議決を経て指定する。

7 その他

(1) この募集に関する詳細は、募集要項において定めるところによる。

募集要項については、京都府建設交通部都市計画課において、令和 8 年10月 6 日(火) から配布する。

(2) 問合せ先

京都府建設交通部都市計画課公園係

電話番号 (075) 414-5024

京都府立木津川運動公園の管理運営について、指定管理者を次のとおり募集する。

令和 8 年10月 6 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 施設の概要

(1) 名称

京都府立木津川運動公園

(2) 所在地

城陽市富野北角14番地 8

(3) 規模等

開 設 平成26年 3 月

敷地面積 127,000平方メートル

2 指定期間（予定）

令和 9 年 4 月 1 日から令和14年 3 月31日まで

3 指定管理者が行う業務

(1) 京都府立木津川運動公園（以下「公園」という。）の維持管理に関する業務

(2) 公園の使用承認に関する業務

(3) 公園の設置目的を達成するために必要な業務

4 指定管理者の資格

募集要項に記載した資格要件を満たすこと。

5 応募の手続

(1) 応募書類

指定申請書、事業計画書その他募集要項で指定する書類

(2) 募集期間

令和 8 年10月 6 日(火)から令和 8 年11月17日(火)まで

(3) 提出方法・部数等

募集要項において定めるところによる。

6 選定及び指定の方法

提出された応募書類をもとに京都府指定管理者等選定審査会による審査に基づき、指定管理者の候補者を知事が選定し、府議会の議決を経て指定する。

7 その他

(1) この募集に関する詳細は、募集要項において定めるところによる。

募集要項については、京都府建設交通部都市計画課において、令和 8 年10月 6 日(火) から配布する。

(2) 問合せ先

京都府建設交通部都市計画課公園係

電話番号 (075) 414-5024

京都府立関西文化学術研究都市記念公園の管理運営について、指定管理者を次のとおり募集する。

令和 8 年10月 6 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 施設の概要

(1) 名称

京都府立関西文化学術研究都市記念公園

(2) 所在地

- 相楽郡精華町精華台 6 丁目 1 番地
- (3) 規模等
開 設 平成 7 年 4 月
敷地面積 241,000 平方メートル
- 2 指定期間（予定）
令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで
- 3 指定管理者が行う業務
(1) 京都府立関西文化学術研究都市記念公園（以下「公園」という。）の維持管理に関する業務
(2) 公園の使用承認に関する業務
(3) 公園の設置目的を達成するために必要な業務
- 4 指定管理者の資格
募集要項に記載した資格要件を満たすこと。
- 5 応募の手続
(1) 応募書類
指定申請書、事業計画書その他募集要項で指定する書類
(2) 募集期間
令和 8 年 10 月 6 日（火）から令和 8 年 11 月 17 日（火）まで
(3) 提出方法・部数等
募集要項において定めるところによる。
- 6 選定及び指定の方法
提出された応募書類をもとに京都府指定管理者等選定審査会による審査に基づき、指定管理者の候補者を知事が選定し、府議会の議決を経て指定する。
- 7 その他
(1) この募集に関する詳細は、募集要項において定めるところによる。
募集要項については、京都府建設交通部都市計画課において、令和 8 年 10 月 6 日（火）から配布する。
(2) 問合せ先
京都府建設交通部都市計画課公園係
電話番号（075）414-5024



京都府立府民スポーツ広場の管理運営について、指定管理者を次のとおり募集する。

令和 8 年 10 月 6 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 施設の概要
- (1) 名称
京都府立府民スポーツ広場
- (2) 所在地
久世郡久御山町佐古梶石 1 番地の 2（久御山町飛地）
- (3) 規模等

- 開 設 平成 2 年 4 月
敷地面積 95,000 平方メートル
- 2 指定期間（予定）
令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで
- 3 指定管理者が行う業務
(1) 京都府立府民スポーツ広場（以下「広場」という。）の維持管理に関する業務
(2) 広場の使用承認に関する業務
(3) 広場の設置目的を達成するために必要な業務
- 4 指定管理者の資格
募集要項に記載した資格要件を満たすこと。
- 5 応募の手続
(1) 応募書類
指定申請書、事業計画書その他募集要項で指定する書類
(2) 募集期間
令和 8 年 10 月 6 日（火）から令和 8 年 11 月 17 日（火）まで
(3) 提出方法・部数等
募集要項において定めるところによる。
- 6 選定及び指定の方法
提出された応募書類をもとに京都府指定管理者等選定審査会による審査に基づき、指定管理者の候補者を知事が選定し、府議会の議決を経て指定する。
- 7 その他
(1) この募集に関する詳細は、募集要項において定めるところによる。
募集要項については、京都府建設交通部都市計画課において、令和 8 年 10 月 6 日（火）から配布する。
(2) 問合せ先
京都府建設交通部都市計画課公園係
電話番号（075）414-5024



都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項に関する工事が次のとおり完了した。

令和 8 年 10 月 6 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 (1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
城陽市寺田林ノ口 11 の 397
（関連区域）
城陽市寺田林ノ口 11 の一部、11 の 31 の一部、11 の 90 の一部、11 の 325 の一部、11 の 396
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
大阪市淀川区宮原一丁目 6 の 1
セキスイハイム近畿株式会社
- 2 (1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域

舞鶴市字七日市小字清水田422、423の14

(関連区域)

舞鶴市字七日市小字清水田421の1の一部、421の4の一部、421の6の一部、423の3の一部、小字中丁433の18、433の19の一部、小字砂入437の8の一部、437の9、437の10、小字東戸田井465の5の一部、465の6から465の8まで、466の12、市有地

(2) 開発許可を受けた者の住所及び名称

舞鶴市字七日市387の6

株式会社住建ネット

3(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域

舞鶴市字京田小字大角147の1、153、156、小字三角157の2、160の2、市有地

(関連区域)

舞鶴市字京田小字大角146の3の一部、147の3、小字三角157の3、160の4、国有地、市有地

(2) 開発許可を受けた者の住所及び名称

舞鶴市字公文名288の4

株式会社 o w n



府営住宅広峯団地ほか58団地の管理運営について、指定管理者を次のとおり募集する。

令和 8 年10月 6 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 施設の概要

(1) 府営住宅（京都府府営住宅条例（昭和42年京都府条例第10号）第2条第1号アに規定する公営住宅に該当する住宅に限る。）

ア 広峯団地

(ア) 所在地

福知山市広峯町

(イ) 規模等

開 設（管理開始年月をいう。以下同じ。）

平成13年11月

棟 数 1 棟

戸 数 35戸

イ 矢見所団地

(ア) 所在地

福知山市字天田

(イ) 規模等

開 設 平成 4 年 4 月

棟 数 3 棟

戸 数 48戸

ウ 笹尾団地

(ア) 所在地

福知山市字篠尾

(イ) 規模等

開 設 昭和35年 4 月

棟 数 1 棟

戸 数 30戸

エ 小松が丘団地

(ア) 所在地

福知山市字前田

(イ) 規模等

開 設 平成 7 年 3 月

棟 数 8 棟

戸 数 176戸

オ 中山口団地

(ア) 所在地

福知山市字前田

(イ) 規模等

開 設 平成元年 6 月

棟 数 2 棟

戸 数 40戸

カ 西佳屋野団地

(ア) 所在地

福知山市前田新町

(イ) 規模等

開 設 昭和55年 9 月

棟 数 2 棟

戸 数 48戸

キ 小谷が丘団地

(ア) 所在地

福知山市字堀

(イ) 規模等

開 設 平成 5 年12月

棟 数 1 棟

戸 数 16戸

ク 日吉が丘団地

(ア) 所在地

福知山市字堀

(イ) 規模等

開 設 昭和45年 8 月

棟 数 21棟

戸 数 117戸

ケ 中村団地

(ア) 所在地

福知山市字中

(イ) 規模等

開 設 平成28年 4 月

棟 数 3 棟

戸 数 75戸

コ 宮前団地

(ア) 所在地

福知山市大江町天田内

(イ) 規模等

開 設 昭和51年 6 月

棟 数 6 棟

戸 数 30戸

サ 朝来西団地

(ア) 所在地
舞鶴市朝来西町

(イ) 規模等
開 設 昭和50年 3 月
棟 数 36棟
戸 数 182戸

シ 泉源寺団地

(ア) 所在地
舞鶴市愛宕中町

(イ) 規模等
開 設 平成 6 年 4 月
棟 数 3 棟
戸 数 48戸

ス 市場団地

(ア) 所在地
舞鶴市愛宕浜町

(イ) 規模等
開 設 平成 2 年 10 月
棟 数 2 棟
戸 数 36戸

セ 行永団地

(ア) 所在地
舞鶴市行永東町

(イ) 規模等
開 設 平成 2 年 4 月
棟 数 2 棟
戸 数 30戸

ソ 芥子谷団地

(ア) 所在地
舞鶴市字行永

(イ) 規模等
開 設 昭和43年 7 月
棟 数 3 棟
戸 数 110戸

タ 常団地

(ア) 所在地
舞鶴市字常

(イ) 規模等
開 設 平成17年 5 月
棟 数 3 棟
戸 数 145戸

チ 白鳥団地

(ア) 所在地
舞鶴市字森

(イ) 規模等
開 設 平成 9 年 4 月
棟 数 7 棟
戸 数 164戸

ツ 清美が丘団地

(ア) 所在地
舞鶴市清美が丘

(イ) 規模等
開 設 昭和46年 4 月

棟 数 31棟
戸 数 213戸

テ 上安団地

(ア) 所在地
舞鶴市字上安

(イ) 規模等
開 設 昭和37年 6 月
棟 数 21棟
戸 数 89戸

ト 福来団地

(ア) 所在地
舞鶴市字福来

(イ) 規模等
開 設 昭和37年 3 月
棟 数 20棟
戸 数 82戸

ナ 高迫団地

(ア) 所在地
舞鶴市字上安久

(イ) 規模等
開 設 昭和57年 3 月
棟 数 4 棟
戸 数 80戸

ニ 伊佐津団地

(ア) 所在地
舞鶴市字伊佐津

(イ) 規模等
開 設 平成11年 10 月
棟 数 3 棟
戸 数 71戸

ヌ 松蔭団地

(ア) 所在地
舞鶴市字松陰

(イ) 規模等
開 設 平成 5 年 5 月
棟 数 2 棟
戸 数 27戸

ネ 京田団地

(ア) 所在地
舞鶴市字京田

(イ) 規模等
開 設 昭和53年 3 月
棟 数 13棟
戸 数 83戸

ノ 寺団地

(ア) 所在地
綾部市寺町

(イ) 規模等
開 設 昭和27年 5 月
棟 数 26棟
戸 数 69戸

ハ 植松団地

(ア) 所在地

綾部市寺町
 (イ) 規模等
 開 設 昭和38年 6 月
 棟 数 1 棟
 戸 数 1 戸

ヒ 山根団地
 (ア) 所在地
 綾部市寺町
 (イ) 規模等
 開 設 昭和41年 3 月
 棟 数 11棟
 戸 数 46戸

フ 大谷団地
 (ア) 所在地
 綾部市寺町
 (イ) 規模等
 開 設 昭和45年 3 月
 棟 数 13棟
 戸 数 67戸

ヘ 上野団地
 (ア) 所在地
 綾部市上野町
 (イ) 規模等
 開 設 昭和29年 3 月
 棟 数 7 棟
 戸 数 75戸

ホ 小倉団地
 (ア) 所在地
 綾部市上野町
 (イ) 規模等
 開 設 昭和49年 8 月
 棟 数 12棟
 戸 数 60戸

マ 上池田団地
 (ア) 所在地
 綾部市上野町
 (イ) 規模等
 開 設 昭和53年 3 月
 棟 数 2 棟
 戸 数 13戸

ミ 花の木団地
 (ア) 所在地
 綾部市綾中町
 (イ) 規模等
 開 設 昭和56年 8 月
 棟 数 2 棟
 戸 数 24戸

ム 綾部西町団地
 (ア) 所在地
 綾部市西町、青野町
 (イ) 規模等
 開 設 昭和61年 4 月
 棟 数 7 棟

戸 数 114戸

メ 神宮寺団地
 (ア) 所在地
 綾部市神宮寺町
 (イ) 規模等
 開 設 昭和28年 3 月
 棟 数 4 棟
 戸 数 6 戸

モ 明知団地
 (ア) 所在地
 綾部市宮代町
 (イ) 規模等
 開 設 昭和31年 3 月
 棟 数 5 棟
 戸 数 5 戸

ヤ 吉美団地
 (ア) 所在地
 綾部市里町
 (イ) 規模等
 開 設 昭和32年12月
 棟 数 2 棟
 戸 数 8 戸

ユ 東八田団地
 (ア) 所在地
 綾部市上杉町
 (イ) 規模等
 開 設 昭和42年 5 月
 棟 数 6 棟
 戸 数 25戸

ヨ 井倉新町団地
 (ア) 所在地
 綾部市井倉新町
 (イ) 規模等
 開 設 平成 9 年 7 月
 棟 数 5 棟
 戸 数 76戸

ラ 百合が丘団地
 (ア) 所在地
 宮津市字滝馬
 (イ) 規模等
 開 設 平成19年12月
 棟 数 2 棟
 戸 数 80戸

リ 東波路団地
 (ア) 所在地
 宮津市字波路
 (イ) 規模等
 開 設 平成 6 年 4 月
 棟 数 2 棟
 戸 数 32戸

ル 湯田団地
 (ア) 所在地
 京丹後市峰山町荒山

(イ) 規模等
開 設 平成19年 4 月
棟 数 1 棟
戸 数 30戸

レ 長岡団地
(ア) 所在地
京丹後市峰山町長岡
(イ) 規模等
開 設 平成10年 4 月
棟 数 2 棟
戸 数 50戸

ロ 口大野団地
(ア) 所在地
京丹後市大宮町口大野
(イ) 規模等
開 設 平成 5 年 4 月
棟 数 4 棟
戸 数 54戸

ワ 網野団地
(ア) 所在地
京丹後市網野町網野
(イ) 規模等
開 設 平成14年11月
棟 数 1 棟
戸 数 60戸

ヲ 間人南団地
(ア) 所在地
京丹後市丹後町間人
(イ) 規模等
開 設 昭和36年 5 月
棟 数 7 棟
戸 数 10戸

ン 家の谷団地
(ア) 所在地
京丹後市丹後町宮
(イ) 規模等
開 設 昭和42年 8 月
棟 数 8 棟
戸 数 25戸

アア 角田団地
(ア) 所在地
京丹後市弥栄町堤
(イ) 規模等
開 設 平成 6 年 4 月
棟 数 3 棟
戸 数 54戸

アイ 殿町団地
(ア) 所在地
京丹後市久美浜町
(イ) 規模等
開 設 昭和40年 2 月
棟 数 4 棟
戸 数 18戸

アウ 十楽団地
(ア) 所在地
京丹後市久美浜町
(イ) 規模等
開 設 昭和42年10月
棟 数 4 棟
戸 数 20戸

アエ 明石団地
(ア) 所在地
与謝郡与謝野町字明石
(イ) 規模等
開 設 平成17年 4 月
棟 数 2 棟
戸 数 50戸

アオ 加悦奥団地
(ア) 所在地
与謝郡与謝野町字加悦奥
(イ) 規模等
開 設 平成 6 年 4 月
棟 数 1 棟
戸 数 18戸

アカ 後野団地
(ア) 所在地
与謝郡与謝野町字後野
(イ) 規模等
開 設 昭和57年11月
棟 数 1 棟
戸 数 24戸

アキ 野田団地
(ア) 所在地
与謝郡与謝野町字弓木
(イ) 規模等
開 設 昭和35年 3 月
棟 数 1 棟
戸 数 4 戸

アク 石田団地
(ア) 所在地
与謝郡与謝野町字弓木
(イ) 規模等
開 設 平成 5 年12月
棟 数 5 棟
戸 数 60戸

アケ 弓木団地
(ア) 所在地
与謝郡与謝野町字弓木
(イ) 規模等
開 設 昭和58年 6 月
棟 数 1 棟
戸 数 24戸

アコ 天神山団地
(ア) 所在地
与謝郡与謝野町字岩滝
(イ) 規模等

- 開 設 平成14年 5 月
棟 数 2 棟
戸 数 56戸
- アサ 立町団地
(ア) 所在地
与謝郡与謝野町字岩滝
(イ) 規模等
開 設 平成元年 6 月
棟 数 3 棟
戸 数 52戸
- アシ 幾地団地
(ア) 所在地
与謝郡与謝野町字幾地
(イ) 規模等
開 設 平成 3 年10月
棟 数 2 棟
戸 数 36戸
- 阿斯 四辻団地
(ア) 所在地
与謝郡与謝野町字四辻
(イ) 規模等
開 設 平成 8 年 4 月
棟 数 2 棟
戸 数 36戸
- (2) 準公営住宅
- ア 広峯団地
(ア) 所在地
福知山市広峯町
(イ) 規模等
開 設 平成13年11月
棟 数 1 棟
戸 数 20戸
- イ 伊佐津団地
(ア) 所在地
舞鶴市字伊佐津
(イ) 規模等
開 設 平成11年10月
棟 数 2 棟
戸 数 20戸
- ウ 網野団地
(ア) 所在地
京丹後市網野町網野
(イ) 規模等
開 設 平成14年11月
棟 数 1 棟
戸 数 5 戸
- エ 天神山団地
(ア) 所在地
与謝郡与謝野町字岩滝
(イ) 規模等
開 設 平成14年 5 月
棟 数 1 棟
戸 数 2 戸

- (3) 特定公共賃貸府営住宅
- ア 広峯団地
(ア) 所在地
福知山市広峯町
(イ) 規模等
開 設 平成13年11月
棟 数 1 棟
戸 数 10戸
- イ 伊佐津団地
(ア) 所在地
舞鶴市字伊佐津
(イ) 規模等
開 設 平成11年10月
棟 数 1 棟
戸 数 4 戸
- ウ 天神山団地
(ア) 所在地
与謝郡与謝野町字岩滝
(イ) 規模等
開 設 平成14年 5 月
棟 数 1 棟
戸 数 2 戸
- 2 指定期間（予定）
令和 9 年 4 月 1 日から令和14年 3 月31日まで
- 3 指定管理者が行う業務
(1) 1 に掲げる施設（以下「住宅」という。）の利用に関する業務
(2) 住宅の維持、修繕、改良等に関する業務
(3) 前 2 号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務
- 4 指定管理者の資格
募集要項に記載した資格要件を満たすこと。
- 5 応募の手続
(1) 応募書類
指定申請書、事業計画書その他募集要項で指定する書類
(2) 募集期間
令和 8 年10月 6 日(火)から令和 8 年11月17日(火)まで
(3) 提出方法・部数等
募集要項において定めるところによる。
- 6 選定及び指定の方法
提出された応募書類をもとに京都府指定管理者等選定審査会による審査に基づき、指定管理者の候補者を知事が選定し、府議会の議決を経て指定する。
- 7 その他
(1) この募集に関する詳細は、募集要項において定めるところによる。
募集要項については、京都府建設交通部住宅政策課において、令和 8 年10月 6 日(火)から配布する。
(2) 問合せ先
京都府建設交通部住宅政策課管理・調整係
電話番号 (075) 414-5357

教 育 委 員 会

京都府立洛西浄化センター公園の管理運営について、
指定管理者を次のとおり募集する。

令和 8 年 10 月 6 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 施設の概要

(1) 名称

京都府立洛西浄化センター公園

(2) 所在地

長岡京市勝竜寺山崎作り 20-5

(3) 規模等

開 設 平成 8 年 4 月

敷地面積 56,000 平方メートル

2 指定期間（予定）

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで

3 指定管理者が行う業務

(1) 京都府立洛西浄化センター公園（以下「公園」という。）の維持管理に関する業務

(2) 公園の使用承認に関する業務

(3) 公園の設置目的を達成するために必要な業務

4 指定管理者の資格

募集要項に記載した資格要件を満たすこと。

5 応募の手続

(1) 応募書類

指定申請書、事業計画書その他募集要項で指定する書類

(2) 募集期間

令和 8 年 10 月 6 日（火）から令和 8 年 11 月 17 日（火）まで

(3) 提出方法・部数等

募集要項において定めるところによる。

6 選定及び指定の方法

提出された応募書類をもとに京都府指定管理者等選定審査会による審査に基づき、指定管理者の候補者を知事が選定し、府議会の議決を経て指定する。

7 その他

(1) この募集に関する詳細は、募集要項において定めるところによる。

募集要項については、京都府建設交通部下水道政策課において、令和 8 年 10 月 6 日（火）から配布する。

(2) 問合せ先

京都府建設交通部下水道政策課下水道行政係
電話番号（075）414-5210

京都府立るり溪少年自然の家の管理運営について、指定管理者を次のとおり募集する。

令和 8 年 10 月 6 日

京都府教育委員会

教育長 前 川 明 範

1 施設の概要

(1) 名称

京都府立るり溪少年自然の家

(2) 所在地

南丹市園部町大河内小米阪 1 番地 9

(3) 規模等

開 設 昭和 58 年 4 月 27 日

敷地面積 91,980 平方メートル

延床面積 3,905.77 平方メートル

2 指定期間（予定）

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで

3 指定管理者が行う業務

(1) 京都府立るり溪少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）の維持管理に関する業務

(2) 少年自然の家の使用承認に関する業務

(3) 少年自然の家の設置目的を達成するために必要な業務

4 指定管理者の資格

募集要項に記載した資格要件を満たすこと。

5 応募の手続

(1) 応募書類

指定申請書、事業計画書その他募集要項で指定する書類

(2) 募集期間

令和 8 年 10 月 6 日（火）から令和 8 年 11 月 17 日（火）まで

(3) 提出方法・部数等

募集要項において定めるところによる。

6 選定及び指定の方法

提出された応募書類をもとに京都府指定管理者等選定審査会による審査に基づき、指定管理者の候補者を教育長が選定し、府議会の議決を経て指定する。

7 その他

(1) この募集に関する詳細は、募集要項において定めるところによる。

募集要項については、京都府教育庁指導部社会教育課において、令和 8 年 10 月 6 日（火）から配布する。

(2) 問合せ先

京都府教育庁指導部社会教育課
電話番号（075）414-5883

公 安 委 員 会

京都府公安委員会告示第154号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による技能検定員審査及び法第99条の3第4項第1号イの規定による教習指導員審査を次のとおり実施する。

令和 8 年10月 6 日

京都府公安委員会
委員長 池 坊 由 紀

1 審査の種類

次の表の左欄に掲げる運転免許の種類に応じ、同表の右欄に掲げる種類の技能検定員審査及び教習指導員審査を行う。

運 転 免 許 の 種 類	審 査 の 種 類	
大 型 自 動 車 免 許	技 能 検 定 員 審 査 (大 型)	教 習 指 導 員 審 査 (大 型)
中 型 自 動 車 免 許	技 能 検 定 員 審 査 (中 型)	教 習 指 導 員 審 査 (中 型)
準 中 型 自 動 車 免 許	技 能 検 定 員 審 査 (準 中 型)	教 習 指 導 員 審 査 (準 中 型)
普 通 自 動 車 免 許	技 能 検 定 員 審 査 (普 通)	教 習 指 導 員 審 査 (普 通)
大 型 特 殊 自 動 車 免 許	技 能 検 定 員 審 査 (大 特)	教 習 指 導 員 審 査 (大 特)
大 型 自 動 二 輪 車 免 許	技 能 検 定 員 審 査 (大 自 二)	教 習 指 導 員 審 査 (大 自 二)
普 通 自 動 二 輪 車 免 許	技 能 検 定 員 審 査 (普 自 二)	教 習 指 導 員 審 査 (普 自 二)
けん 牽引免許（法第85条第3項のけん 自動車 で同項の重被けん 引車をけん 引している もの）	技 能 検 定 員 審 査 (牽 引)	教 習 指 導 員 審 査 (牽 引)
大 型 自 動 車 第 二 種 免 許	技 能 検 定 員 審 査 (大型二種)	教 習 指 導 員 審 査 (大型二種)
中 型 自 動 車 第 二 種 免 許	技 能 検 定 員 審 査 (中型二種)	教 習 指 導 員 審 査 (中型二種)
普 通 自 動 車 第 二 種 免 許	技 能 検 定 員 審 査 (普通二種)	教 習 指 導 員 審 査 (普通二種)

2 審査の内容、期日及び場所

審 査 の 内 容		審 査 の 期 日	審 査 の 場 所
技能検定員審査に係る審査項目のうち技能検定に関する知識	技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第17条又は附則第3条第1項の規定に該当する者については、それぞれの規定に定めるところにより、審査細目についての審査を免除する。	令和8年11月9日（月）、令和8年11月10日（火）、令和8年11月11日（水）、令和8年11月12日（木）及び令和8年11月13日（金）	京都市伏見区羽束師古川町647番地 京都府警察自動車運転免許試験場
教習指導員審査に係る審査項目のうち教習に関する知識			
技能検定員審査に係る審査項目のうち技能検定に関する技能			

教習指導員審査に係る審査項目のうち教習に関する技能			
---------------------------	--	--	--

3 審査の申請手続

(1) 申請の受付期間

令和 8 年10月13日（火）から令和 8 年10月23日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする（e-Gov による申請を除く。）。）とする。

(2) 申請の受付場所

京都市伏見区羽東師古川町647番地 京都府警察本部交通部運転免許試験課（京都府警察自動車運転免許試験場内）

(3) 申請に必要な書類等

ア 技能検定員審査申請書又は教習指導員審査申請書

イ 写真（技能検定員審査申請書又は教習指導員審査申請書提出の日前 6 箇月以内に撮影した、無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）1 枚

ウ 運転免許証又は免許情報記録個人番号カード（受けようとする種類の技能検定員審査又は教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許に係るもの）

エ 審査細目についての審査を免除される者であることを証する書面（規則第17条又は附則第 3 条第 1 項の規定により、審査細目についての審査を免除される者に該当することを証するもの）

(4) 審査手数料及び納付方法

京都府警察手数料徴収条例施行規則（平成12年京都府規則第 5 号）別表第 1 に定める額を申請受付時に納付することとし、e-Gov により申請した場合は、納付方法が特に指定された後速やかに納付すること。

4 その他

(1) 技能検定員審査申請書又は教習指導員審査申請書は、京都府警察本部交通部運転免許試験課（京都府警察自動車運転免許試験場内）において配布する（e-Gov により申請する場合は、申請項目を入力して申請すること。）。

(2) 審査当日は、運転免許証又は免許情報記録個人番号カード及び筆記用具を持参すること。

(3) 審査についての問合せは、京都府警察本部交通部運転免許試験課運転者教育室教習所係（電話075-631-5181（代表）内線453）に行うこと。